

埼玉県受動喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>埼玉県受動喫煙防止条例施行規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(喫煙可能室の設置の届出等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 条例第九条第二項の規定による報告(次条第二項第二号において単に「報告」という。)は、<u>食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の許可に係る申請書を提出する際に様式第三号の喫煙可能室設置報告書を提出して行うものとする。</u></p> <p>第四条・第五条 (略)</p>	<p>埼玉県受動喫煙防止条例施行規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(喫煙可能室の設置の届出等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 条例第九条第二項の規定による報告(次条第二項第二号において単に「報告」という。)は、<u>食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の許可(食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第一号及び第二号に掲げる営業に係るものに限る。)</u>に係る申請書を提出する際に様式第三号の喫煙可能室設置報告書を提出して行うものとする。</p> <p>第四条・第五条 (略)</p>